

平成27年第11回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年11月27日（金）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 27名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

25番 栗林 睦和

委 員

1番大澤 英之 11番廣瀬 啓治 21番衛藤 由澄 31番大塚 弘士

2番加藤 正信 12番田中真理子 22番佐藤 高信 32番山月 憲昭

3番佐藤有太郎 23番小野 七郎 33番甲斐 善馬

14番田中 俊行 24番佐藤 靖司 34番小山 豊康

25番栗林 睦和 35番後藤 義昭

6番安部 義浩 16番梅木 敏弘 26番二宮 正男

7番佐藤 義男 17番縣 次男

8番吉廣 順一 18番加藤 康男 28番庄野 誉

19番佐藤 邦政 29番佐藤 圭介

10番佐藤 勝規

4. 欠席委員

4番利光 末子 5番坂本 成一 9番後藤 慶子 13番佐藤 幸市

15番首藤 勝磨 20番那須 紀子 27番溝口 正剛 30番佐藤千代信

36番穴井 幸男

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑥農地法第5条の規程による貸借権設定の許可申請の審議

⑦非農地証明の発行についての審議

⑧農地保有合理化事業による権利の移動の審議

(4) その他

法改正に伴う推進委員の区域設定（案）について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局次長 配布資料の確認について 議案書の訂正について

事務局長 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、27名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「11番廣瀬啓治」委員さんと「12番田中真理子」委員さんの2名にお願いします。よろしくお願ひします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第8までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議はありますか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願ひします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案1号 1件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について議案朗読説明

議長

議案1号につきましては、報告ということでした承いたしたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議案2号～3号 2件)

議長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程2、農用地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案2号から3号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号は、継続設定の案件ですが、22番佐藤 高信委員が貸付人となっていますので、会議規則12条の規程により、退席をお願いします。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

佐藤委員さん、お入り下さい。

審議の結果、賛成多数で承認されましたので、報告します。

議案3号について、議席番号18番加藤 康男委員より説明をお願いします。

18番加藤 康男委員

七蔵司は私の担当地区なのですが、谷は田中委員さんの担当ですが、一緒に見てくれ、ということで、私が現地の確認をしてきました。個人名義の土地を合同会社のほうで霊芝を植えて管理していくということのようです。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案4号～7号 4件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について議案朗読説明。

議案4号から7号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案4号について、議席番号6番安部 義浩委員より説明をお願いします。

6番安部 義浩委員

渡人の丸野さん外3名ということで、10月の時点で他の農地が3条申請で承認されたんですが、この2筆を残しておいても仕方ないということになりまして、三ヶ田さんも一緒に買おうということになりまして、三ヶ田さんも農機具等もっておりまして、この農地の周辺もつくっておりますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案5号について、議席番号26番二宮 正男委員より説明をお願いします。

26番二宮 正男委員

この農地については、現実に平野 哲さんが耕作しております。この農地は3名の共有でありまして、そのうちの三分の一を権利移動するものであります。哲さんとタカエさんの関係ですが、タカエさんは哲さんの叔母にあたります。何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案6号について、議席番号19番佐藤 邦政委員より説明をお願いします。

19番佐藤 邦政委員

渡人の河端さんですが、4、5年前から昨年まで週末になるとここにおみえになって耕作してたんですが、今年はほとんど来ておりませんで、耕作放棄地状態になっておりました。話を聞きましたら、腰を痛めて耕作できなくなったということで売りに出していたんですが、北九州の鍛冶さんという方、まだ若いんですが、湯平で民宿をしながら耕作をするということを聞いております。機械は今、トラクターを準備中ということで、外の機械はリース等で補いながら徐々にそろえていくということのようです。耕作放棄地が少しでも減るとということで、問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案7号について、議席番号31番大塚 弘士委員より説明をお願いします。

31番大塚 弘士委員

渡人の古庄さんはずっと大分におりまして、この土地も小作ということででておりました。工藤君も畜産をやりながら規模拡大をしていくということです。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案8号～11号 4件)

議 長

日程4、農地法第4条の規定による許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案8号の農地区分は、農業振興地域整備計画における農用区域内の農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するためであり、問題はないと考えます。

議案9号、10号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案11号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案8号について、議席番号26番二宮 正男委員より説明をお願いします。

26番二宮 正男委員

申請人の平野 哲さんは、3町以上をつくる大規模な農家の方です。このほど、粃を乾燥する農業用倉庫をつくるという申請です。そういうことでやむを得ないと考えます。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議案 9 号について、議席番号 3 3 番甲斐 善馬委員より説明をお願いします。

3 3 番甲斐 善馬委員

配置図の 4 ページから 6 ページでございます。申請地は駐車場ということで申請をしておりますが、現地を確認したところ、石ころがでていまして使用するにはもたないのではないかとということと、これはお宮の方で駐車場にするということで、現実には駐車場ということで一部利用しており、残った分の石ころの山の部分を申請してきているようでございますので、よろしくをお願いします。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議案 1 0 号について、議席番号 2 4 番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

2 4 番佐藤 靖司委員

字図、位置図は 7 ページから 1 0 ページまででございます。場所は私の家の反対側でございます。これは前任者の時に許可がおりて設置していたと思ってたんですが、本人は 2 5 年から設置し稼働しているということで、始末書を見ますと、農地法に違反しないと勘違いをしていたと書いており、地域においても排水路等問題はありませんし、始末書、理由書をご理解の上、協議をお願いします。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により許可相当と認めます。

議案 1 1 号について、議席番号 2 1 番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

2 1 番衛藤 由澄委員

位置図ですが、1 1 ページから 1 3 ページです。場所は湯布院から玖珠よりに 1 km ほど行ったところになります。住宅に挟まれた土地でありまして、都市計画区域内の第 3 種農地でありますので、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案12号～17号 6件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明
議案12号から15号の農地区分は、1種農地ではありますが、集落接続要件を満たすため、1種農地の不許可の例外と判断され、問題はないと考えます。

議案16号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案17号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案12号から15号について、受人が同一ですので続けて説明をお願いします。

議席番号35番後藤 義昭委員より説明をお願いします。

35番後藤 義昭委員

今、執行部から話がありましたように、12～15号は今年の第8回の農業委員会に諮りまして、建売分譲住宅でOKをもらっております。そしましたら、今月の4日に受人のブリスホームが来まして、当初20区画で申請していたが、21区画に計画が変更になったため、申請をやり直すということになったということでした。よろしくをお願いします。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案16号について、議席番号25番栗林 睦和委員より説明をお願いします。

25番栗林 睦和委員

字図の18ページからご覧下さい。この案件は社会福祉法人の寿永会が関係しておりますが、これとは別に以前許可をいただいております。現在建設中の施設がございます。その前に、交流施設を新たにつくりたいということで、所有権移転、転用ということでの申請です。20ページに施設の概要が載っております。よろしくお願いいたします。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案17号について、議席番号21番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

21番衛藤 由澄委員

位置図は21ページから23ページになります。これは先ほど話したんですが、湯布院駅から1kmほどのところで鉄道沿いになります。この案件は以前、太陽光発電用地として審議し、許可を取ってんですが、九電の規制がかかったことと、変電所までの送電線に別途1億かかると言うことで、取り下げました。ですが今回改めて分譲宅地用地として造成するということになりました。都市計画区域内の第3種農地ということで、問題はないと思います。それと、渡人の立川順一さんと受人の立川善浩さんは、親子であり、(株)タチカワの会長が順一さんで、社長が善浩さんです。順一さんは湯布院に家を建てておられて、週末は湯布院に帰ってきておられます。この案件、特に問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程6「農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について」

(議案18号～19号 2件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6、農地法第5条の規定による賃借権設定の許可申請の審議について議案朗読説明
議案18号、19号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案 18 号について、議席番号 2 番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2 番加藤 正信委員

位置図については 24, 25 ページをご覧ください。受人は電気工事やら防災施設工事を営んでおりますが、最近庄内近辺の工事も増えたということで、資材置場として利用したいということですが、現在所有は個人となっておりますが、会社に移したいということのようです。申請地は早くから水利権を放棄しており、耕作放棄地となっておりますが、この周辺に U 字溝をいれ排水等も問題ないようにするということでもあります。問題ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案 19 号について、議席番号 2 番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2 番加藤 正信委員

位置図については、27, 28, 29 ページをご覧ください。受人の方は福祉施設、老人ホーム、幼稚園等を経営しております。老人ホームと幼稚園の間に昨年、農免道路が開通いたしまして、大分方面へ通勤する車等で交通量がかなり増加しております。それまでは道路に車を止めて乗降をしておりましたが、幼稚園の子供などは非常に危険ということで、隣接する亀野さんの土地を借りて、そこを駐車場にしたいということであり、あわせて地域との交流の場としてグラウンドもつくりたいということでもあります。周囲の状況からして何ら問題はないと思います。

○日程 7 「非農地証明の発行について」

(議案 20 号～24 号 5 件)

議 長

日程 7、非農地証明の発行について、5 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 7、非農地証明の発行についての審議について議案朗読説明

議案 20 号から 24 号は、農地法第 2 条第 1 項の対象とならない農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案 20 号について、議席番号 2 番加藤 正信委員より説明をお願いします。

2番加藤 正信委員

位置図については、30ページをご覧ください。大津留の方から昨年、農免道路が開通いたしました。あなみ保育園から団地の上を通りまして、申請地の前を通り櫟木トンネルの手前へ出るという道路でございます。この道路でできた残土で水路もなくなりまして、北側は急傾斜地という状況です。農地としての機能は果たせないと思いますし、仕方ないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案21号について、議席番号15番首藤 勝磨委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

この農地につきましては、昭和51年に農業用倉庫を建設するという事で既に許可が出ており、その通りの農業用倉庫を建設しておりますが、法務局で地目変更の手続きをしないまま現在に至っております。今回、地目変更の手続きをするにあたり、許可書もなくしており、非農地証明により地目の変更手続きを行いたいという申請であります。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案22号について、議席番号21番衛藤 由澄委員より説明をお願いします。

21番衛藤 由澄委員

これも大嶋さんが説明したように、転用許可書をなくしたようです。36年に申請して許可通りに家を建てております。38ページのように別荘地ですが、最近になって登記をしようということになって、許可書がないということで、今回、非農地証明をとって登記をしたいということで、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案23号について、議席番号9番後藤 慶子委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局

この農地につきましても、平成4年に申請され、既に許可のおりている農地になります。その後、非農地化しており、今回、地目変更の手続きをするにあたり許可書がないということで、非農地証明を申請することになったと聞いております。

議長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案24号について、議席番号10番佐藤 勝規委員より説明をお願いします。

10番佐藤 勝規委員

日野 勝美さんは高齢でありまして、息子さんが亡くなりまして、もう農業はできないという状況にあります。既に転用許可済みではありますが、現況は杉林になっている状況です。

議長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる方は挙手をお願いします。

挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

○日程8「農地保有合理化事業による権利の移動について」

(議案25号 1件)

議長

日程8、農地保有合理化事業による権利移動について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 8、農地保有合理化事業による権利移動についての審議について議案朗読説明

議長

質疑を求めます。

どなたかご意見ありませんか。

(ありません)

それでは、農地保有合理化事業による権利の移動について、承認される委員さんの挙手を求めます。

挙手多数により承認されました。

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。